



2024年新年号
令和6年1月1日発行 NO.44

元気おおとよ新聞

新年あけましておめで
とうございます。

大豊のみな様にはすばらしい新春を迎えられたことと思います。本年が皆様にとって幸多い年でありますよう心からお祈り申し上げます。

本年も「NPO法人元気おおとよ」ならびに「元気おおとよ新聞」へのご支援やご鞭撻、そしてご愛読をどうかよろしくお願いいたします。

私たちの取り組みも移住支援や空き家の調査、イベントへの参加や開催などの活動を通じて一定の成果をあげることが出来ました。さて、相変わらず厳しさの続く状況のうえコロナの影響も衰えを見せません。そのような中だからこそ一層大切にしたいことの一つに、「つながり」があると思います。

昨年、旧大豊中学校グラウンドで開催した「お山の手づくり市」では、昼間の開催ということもあって、子どもたちの姿や歓声、そして、方々から参加してくださった方々のつながりを見聞きすることができました。

また、9月12日の高知新聞には「関係人口」という記

事がありました。「短期的な交流人口よりつながりが強く、定住はしない人口」という意味でした。地域の主役は住民、課題に対して住民と関係人口がつながって立ち向かえばきっと解決できると結んでいました。

つながりには、いろいろなつながりがあります。我々もその大切さを自覚して活動を進めていきたいと思っております。本年もどうかよろしくお願いいたします。
(理事長 下村守正)

大豊イベント情報

- ◆フリーマーケット & 空き家活用説明会および相談会
2024/1/27 (土) 10:00～15:00
大田口テラス1階・体育館にて
- ◆そば物語シリーズ④ ～そば打ち体験～
2024/2/4 (日) 10:00～13:00
ふれあいセンター3階・調理室にて



LINEでも、やりとりができるようになりました。

空き家相談や移住サポートなど、お気軽にお問い合わせ下さい。



お問い合わせ
080-8635-2253



ホームページ
<http://www.genki-otoyo.org/>

特定非営利活動法人 元気おおとよ

元気おおとよは、大豊を元気にする民間団体です。
移住促進／地域交流／集落維持などに取り組んでいます。



第4回 空き家を考える 空き家の活用に関する制度のご紹介

①大豊町空き家活用事業費補助金

空き家の改修にかかる費用に対して使える補助金です。空き家活用にあたって心強い制度です。

◆補助上限額 180万円

◆条件（一部抜粋）

- ・一定の耐震性が確保されていること
- ・住居として最低10年は使用すること（賃貸利用、空き家バンクへの登録など）
- ・親族への賃貸または譲渡を目的としない（3親等以内）など

②大豊町木造住宅耐震改修費補助金

地震災害への対策として実施してる補助金制度です。無料の耐震診断を行った後に使えます。

◆木造住宅耐震改修設計への補助

補助上限 30.5万円（戸建住宅の場合）

◆木造住宅耐震改修工事への補助

補助上限 125万円

◆条件（一部抜粋）

- ・耐震診断により耐震性の評価点が基準値より低いと判断された木造住宅
- ・改修後の耐震性の評価点が基準値以上となる住宅など

③大豊町中間管理住宅制度

町内の空き家を町が借上げ、改修した後に賃貸として貸出す制度です。

改修後の10年間は町が賃貸管理し、期間終了後に所有者に返還されます。居住者は町外からの転居者が住むことが条件となっています。

「地域移住サポーター」募集について

◆「地域移住サポーター」とは？

移住をお考えの方、移住をされた方の一番身近な相談役として、地域ごとでご協力いただく皆さまが、「地域移住サポーター」です。

これまでも同様のお世話をされてきた方・先輩移住者さん・民生委員の方など、大豊町が推薦し高知県が委嘱する、個人・団体の方々です。

◆現在、大豊町には5名の移住サポーターさんがいらっしゃいます

穴内、大田口、佐賀山、永淵、大久保で、いずれも移住して3年以上経つ方が多い地区です。子供や若い方が増え、地域に活気が戻りつつあります。

今回は、大豊町の空き家の活用や処分に関しての制度などをまとめてご紹介したいと思います。何から手を付けていいかわからない、空き家を活用したいがあまり資金をかけずに行いたいなど、悩みは様々あると思います。

制度を活用すれば、空き家の課題を解決する手立てになるかもしれませんので、ぜひご一読ください。

④大豊町空き家残置物処分費用補助金

ごみ処理手数料や運搬費用など、空き家を片付ける際に使える補助金です。人手が足りない場合は元気おおとよのスタッフがお手伝いできます。

◆補助上限 10万円

※1/2は所有者および住宅利用者の負担

◆条件（一部抜粋）

- ・空き家を賃貸または売買物件として空き家バンクへ登録すること
- ・空き家の所有者が自ら利用しないこと（所有者の三親等内）など

⑤大豊町老朽住宅除去事業費補助金

町内の老朽住宅を解体する際に使える補助金です。

◆補助上限 50万円

◆条件（一部抜粋）

- ・昭和56年5月31日以前に建築されている物件
- ・規定されている住宅不良度が100点以上判断された住宅
- ・大豊町耐震改修促進計画で位置付けられている区域に入っている老朽住宅など

今回紹介した制度について、詳しい説明や諸条件に関しては、直接大豊町の担当部署に問い合わせいただきますようお願いいたします。元気おおとよでもサポートもできますので、お気軽にご相談ください。

大豊町の担当窓口

◆産業建設課

空き家の改修補助金、大豊町中間管理住宅制度
空き家の片付け補助金

◆住民生活課

地震に備える補助金、空き家の解体に使える補助金

元気おおとよ空き家相談窓口

TEL 070-8490-0228

毎週水曜日9:00~15:00に元気おおとよ事務所
（大田口テラス内）にて窓口開設中

◆特別なことをする必要はありません

お世話好きで、集落活動を積極的にされている方なら、どなたでも大丈夫です。

◆具体的な活動内容

「NPO法人 元気おおとよ」と協力し、空き家（家主）情報の共有や、移住してきた方へのフォロー（集落のしきたり・地域住民とのつなぎ役）などです。興味がある方は、野田（080-8635-2253）までご連絡ください。